

●昭和 55 年香川県告示第 633 号

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和 54 年環境庁告示第 20 号。以下「告示」という。）第一の一ただし書の規定に基づき特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法を別表第一の第一欄に掲げる要件ごとに当該第二欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第二の一ただし書の規定に基づき特定排出水の量の計測方法を別表第二の第一欄に掲げる要件ごとに当該第二欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第二の三の規定に基づき用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排出水の量の計測方法を別表第二の二のとおり定め、告示第四の二ただし書の規定に基づき排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第三の第一欄に掲げる要件ごとに当該汚染状態の計測法の欄及び当該量の計測法の欄に掲げる計測法のとおり定め、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第一中六の項に掲げる計測法は設置又は変更後二月を越えない期間に限り適用するものとする。

昭和 55 年 6 月 20 日

香川県知事 前 川 忠 夫

別表第一

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一（三）又は（四）
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について水質自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	告示別記一（三）又は（四）
三 一部の小規模な生活排水等その他汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排水の場合	告示別記一（三）又は（四）
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記一（三）又は（四）
五 汚染状態が常に一定であると認められる特定排水の場合	告示別記一（三）
六 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合	告示別記一（三）
七 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記一（三）又は（四）

別表第二

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記二（三）
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	告示別記二（三）
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	告示別記二（三）
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記二（三）
五 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記二（三）

別表第二の二

要件	計測法	
	日平均排水量が400m ³ 以上である指定地域内事業場	日平均排水量が400m ³ 未満である指定地域内事業場
用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の精度を有すると認められる場合	告示別記二（一） 又は（二）	告示別記二（一）、 （二）又は（三）

別表第三

要件	汚染状態の計測法		量の計測法	
	排水	特定排水 以外の排水	排水	特定排水 以外の排水
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記二 (三)	告示別記二 (三)
二 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる冷却水等の特定排水以外の排水の場合		告示別記一 (三)又は(四)		告示別記二 (三)
三 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記二 (三)	告示別記二 (三)
四 汚染状態が常に一定であると認められる特定排水以外の排水の場合		告示別記一 (三)		
五 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記一 (三)又は(四)	告示別記二 (三)	告示別記二 (三)